

# 豊中市立服部こども園

## 民間移管に係る移管先事業者募集要項

【CC園開園：令和10年（2028年）4月1日】

【本園開園：令和11年（2029年）4月1日】

豊中市こども未来部こども政策課

令和8年（2026年）4月



子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

※受付期間：令和8年（2026年）4月27日（月）～7月17日（金）

## 目次

<b>1. 募集の趣旨</b> .....	<b>4</b>
<b>2. 民間移管対象施設</b> .....	<b>4</b>
<b>3. 応募の資格・条件</b> .....	<b>5</b>
(1) 応募の資格 .....	5
(2) 応募の条件 .....	6
(3) 職員の配置 .....	7
(4) 貸付土地 .....	8
(5) 整備 .....	8
(6) 地域住民等への説明 .....	10
(7) 市関係部局との調整 .....	10
<b>4. 教育・保育事業の概要等</b> .....	<b>11</b>
(1) 事業規模 .....	11
(2) 実施事業 .....	11
<b>5. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等</b> .....	<b>13</b>
(1) 補助金 .....	13
(2) 財産処分 .....	13
<b>6. 移管に向けた取組み等</b> .....	<b>14</b>
(1) 三者協議会の設置 .....	14
(2) 引継ぎ・共同保育 .....	14
(3) アフターフォロー .....	17
<b>7. 審査・選定</b> .....	<b>18</b>
(1) 審査及び事業スケジュール .....	18
(2) 審査方法等 .....	19
(3) 審査項目 .....	20
(4) 選定後の手続き .....	22
(5) 設置・運営者決定の取り消し .....	23
<b>8. 応募手続き</b> .....	<b>23</b>
(1) 応募書類の提出について .....	23
(2) 応募に関する質問の受付・回答 .....	24
(3) 現場説明会 .....	25
<b>9. 提出・問合せ先（事務局）</b> .....	<b>25</b>
<b>10. 提出書類一覧</b> .....	<b>26</b>

### 【参考資料（服部こども園における教育・保育関係）】

- 参考資料1. 豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画
- 参考資料2. 豊中市立こども園年齢別デイリープログラム [一日の流れ]
- 参考資料3. 食育計画
- 参考資料4. 令和8年度（2026年度）年間行事予定表
- 参考資料5. 令和8年度（2026年度）こども園のしおり
- 参考資料6. 公立こども園における地域支援事業

### 【参考資料（本園：貸付土地関係）】

- 参考資料7. 物件説明書
- 参考資料8. 分筆丈量図
- 参考資料9. 不動産登記 全部事項証明書
- 参考資料10. 公図
- 参考資料11. 服部こども園新築平面図、耐震補強工事図面他
- 参考資料12. 石綿分析調査結果報告書

### 【参考資料（CC園：貸付土地関係）】

- 参考資料13. 物件説明書、借地契約書案
- 参考資料14. 全体配置図
- 参考資料15. 現況平面図、舗装断面図
- 参考資料16. 供給処理施設状況図（雨水・汚水）
- 参考資料17. 供給処理施設状況図（電気・水道・ガス・電話）
- 参考資料18. 基礎・地中梁・杭 残置位置図
- 参考資料19. 基礎・地中梁・杭 撤去詳細図
- 参考資料20. 境界点網図
- 参考資料21. ボーリング柱状図
- 参考資料22. 団地内道路等共同使用協定書（案）
- 参考資料23. 埋設管取扱協定書（案）
- 参考資料24. 住棟等除却平面図
- 参考資料25. 住棟等基礎撤去詳細図①②③

※貸付土地関係の参考資料は現場説明会に参加の事業者のうち、本募集に申し込む予定の事業者に限り貸与します。

### 【参考資料（その他）】

- 参考資料26. 社会福祉法人に係る審査基準
- 参考資料27. 令和8年（2026年）4月入所選考後欠員表
- 参考資料28. 豊中市立服部こども園民間移管に係る移管先事業者募集要項募集スケジュール

### 【参考資料（豊中市条例・要綱等）】

- 参考資料29. 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例
- 参考資料30. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 参考資料31. 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱
- 参考資料32. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱
- 参考資料33. 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱
- 参考資料34. 豊中市一時保育事業実施要綱
- 参考資料35. 豊中市人権保育基本方針
- 参考資料36. 豊中市障害児保育基本方針

- 参考資料37. 豊中市教育保育環境ガイドライン
- 参考資料38. 豊中市民間保育所等整備費補助要綱
- 参考資料39. 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱
- 参考資料40. 民間保育所整備事業の手引
- 参考資料41. 豊中市立幼保連携型認定こども園の民間移管にかかる三者協議会開催要綱

**【閲覧資料（CC園：貸付土地関係）】**

- 閲覧資料 1. 不動産登記 全部事項証明書（不動産登記簿謄本）（写し）
- 閲覧資料 2. 北 BL86 図面
- 閲覧資料 3. 北 BL 建築確認申請
- 閲覧資料 4. （仮称）服部団地（建替）地盤調査 調査報告書（平成 12 年 9 月）
- 閲覧資料 5. 貸付土地周辺の通学路

※閲覧資料は貸付土地関係の参考資料を貸与した事業者のみ閲覧できます。なお、豊中市こども政策課の窓口にて閲覧することができますが、事前に電話でご連絡ください。（複写禁止）

## 1. 募集の趣旨

本市は、「第2次豊中市公立こども園整備計画」に基づき、公立こども園の再整備を進めています。本市では、少子化が進む一方で、共働き世帯の増加により教育・保育の申し込みが増加しており、待機児童が発生しています。また、子育てに対する不安を抱える保護者が増加し、教育・保育や子育て支援に対するニーズは多様化しています。さらには、保育人材の確保も重要な課題となっており、教育・保育の質の維持・向上のためには、保育人材の確保と定着が不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市では、公立こども園がこれまで担ってきたセーフティネット機能を中心に、地域の子育て支援拠点としての機能を強化し、多様な子育て支援ニーズに対応するため、民間事業者のノウハウと創意工夫を導入することが不可欠であると考えています。

このたび、豊中市立服部こども園（以下、服部こども園という。）において、質の高い教育・保育サービスを提供し、地域の子育て支援に貢献いただける意欲のある事業者を募集いたします。本募集を通じて、民間事業者の柔軟な発想と運営ノウハウを活かし、より質の高い教育・保育サービスの提供をめざします。

服部こども園は園庭が狭小であり、現地建替えが困難であるため、独立行政法人都市再生機構（以下、URという。）のシティコート服部の敷地の一部に幼保連携型認定こども園を整備（以下、CC園という。）し、服部こども園の建替えの間、服部こども園在籍児を受け入れたうえで、服部こども園敷地で現地建て替え（以下、本園という。）を行います。

## 2. 民間移管対象施設

【園名】豊中市立服部こども園

【開設】昭和43年（1968年）4月1日

【所在地】豊中市服部本町2-5-7

【床面積】499.96㎡

【園庭面積】280㎡

【定員】合計70人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	1	1	2	4
2・3号	0	5	12	16	16	17	66

【受入枠】合計85人 ※令和8年（2026年）4月1日時点

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	0	2	2	4
2・3号	0	8	12	20	19	22	81

【開所時間】午前7時～午後7時

【職員配置】※令和8年（2026年）4月1日時点

園長	保育教諭等	看護師	技能職員	計
1	33	1	4	39

### 3. 応募の資格・条件

#### (1) 応募の資格

- ア 幼保連携型認定こども園として継続して運営することができ、かつ、応募日時点で、認定こども園や保育所等の認可就学前施設を運営している社会福祉法人・学校法人に限定します。
- イ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のある事業者であること。
- ウ 関係法令を遵守し、応募事業者自らが幼保連携型認定こども園を設置・運営すること。
- エ 幼保連携型認定こども園設置にあたっては本市の認可を得ること。（豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱の条件を満たすこと。）
- オ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。
- カ 過去 3 年の所轄庁による指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとします。
- キ 本市の教育・保育理念を十分に理解し、教育・保育行政について積極的に協力できること。
- ク 教育・保育の内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」とともに、「豊中市人権保育基本方針」、「豊中市障害児保育基本方針」及び「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用を基本として実施すること。
- ケ 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- コ 事業者又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - 公租公課を滞納している者
  - 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、同条第 1 項に基づく報告に対し虚偽の報告等を行ったことがある者
  - 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている団体
  - 会社更生法及び民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している団体
  - 暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）に該当し、又はその役員等が暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当する団体

#### 《社会福祉法人に対する条件》

- ア 「社会福祉法人に係る審査基準」（参考資料参照）を満たすとともに、社会福祉法等の法令を遵守していること。
- イ 法人監査における指摘改善事項について、改善が図られていること。

## (2) 応募の条件

- ア CC園は令和10年3月31日までに幼保連携型認定こども園の整備を完了し、教育・保育が提供できる体制を整え、令和10年4月1日から開園すること。また、本園は令和11年3月31日までに幼保連携型認定こども園の整備を完了し、教育・保育が提供できる体制を整え、令和11年4月1日から開園すること。ただし、CC園は令和11年3月31日までは服部こども園の建て替えの間、仮園舎として使用すること。
- イ 市と本園敷地に関する事業用定期借地権設定契約を、URとシティコート服部の敷地の一部における事業用定期借地権設定契約を締結し、それぞれに幼保連携型認定こども園を整備すること。
- ウ 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用については、すべて応募事業者の負担とすること。
- エ 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに市と協議し計画変更を行い対応すること。
- オ 基本設計内容（提案図面等）については、選定後においても可能な限り柔軟に対応すること。
- カ 開園月において、利用定員は認可定員と同数を設定すること。（開園翌月以降は在所児童数を鑑み、利用定員の調整が可能です。）
- キ 事業開始時は必ず応募提案時の施設長1人及び主幹保育教諭1人（引継ぎ・共同保育に参加する者）を配置すること。（ただし、特別な事由による変更は除く。）  
※特別な事由とは、施設長及び主幹保育教諭予定者の疾病や退職、個人の事情による勤務地域の大幅な変更等のやむを得ない事由をさします。人事異動等は特別な事由には含まれません。
- ク 運営開始後、幼保連携型認定こども園の会計書類については始期4月、終期3月とし、施設毎に作成すること。
- ケ 服部こども園の「全体的な計画、デイリープログラム、食育計画、年間行事予定」等を参考に、服部こども園が実施してきた教育・保育内容を引き継ぐこと。ただし、令和11年度に本園が開園した後のCC園はこの限りではない。（令和10年度から引き続きCC園に通う園児及びその保護者に配慮し、急激な変化とならないよう努めること。）
- コ 児童及び保護者の文化的又は宗教的多様性に配慮すること。
- サ 近隣小学校との連携を図り、円滑な接続に資する取組みを行うこと。
- シ 市が豊中市立幼保連携型認定こども園において実施する教育・保育の質向上に係る取組み又は保護者支援に係る取組み、あるいは市が全市的に推進しようとする教育・保育に係る取組みについて基本的に実施すること。ただし、令和11年度に本園が開園した後のCC園はこの限りではない。
- ス 移管後の園名については、市と協議すること。
- セ 移管後も服部こども園の定員規模を維持し、在籍児童のうち希望する児童を全員引き継ぐこと。
- ソ 令和10年度におけるCC園では、服部こども園の保護者負担を維持すること。本園において、事業者募集時の在籍児が全員卒園するまでは、服部こども園の保護者負担額を維持すること。
- タ 本園において、移管後も地域の避難所（指定一般避難所）としての取組みを引き継ぐこと。
- チ 本園において、移管後も服部こども園が実施していた地域団体等との交流・連携を維持すること。
- ツ 事業者決定から移管後3年目までは移管先事業者・市・保護者で構成する三者協議会を設置することとします。
- テ 服部こども園で勤務している職員が継続して勤務を希望する場合は、職員等の人材確保の中で検討すること。
- ト 移管前の引継ぎ・共同保育は原則1年間とし、それに係る人件費は市から別途補助金を支給しま

す。

- ナ 本市において認可就学前施設を運営している事業者が移管先事業者の決定を受けた場合、移管を理由に既存施設の廃止や定員の減少を行わないこと。
- ニ 豊中市立野田こども園民間移管に係る移管先事業者募集に選定済みの事業者、もしくは本市の保育所等設置及び運営者募集に応募あるいは選定済みの事業者が、新たに本募集に申し込む場合、当該申し込みを理由に、既に応募あるいは選定済みであるこれらについて辞退することはできません。仮に上記辞退を行った場合は、本募集の申込受付は行わず、既に申込済みであった場合においても申し込みを無効とします。
- ヌ 確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。選定中及び選定後に辞退した場合、今後の公立こども園民間移管への応募を制限します。  
※選定中及び選定後の辞退は、本市の教育・保育行政全体に大きな支障をきたすこととなります。  
選定後に辞退する場合は、本市が辞退理由を公表するとともに、必要に応じて豊中市立幼保連携型認定こども園移管先事業者選定委員会等への説明を行っていただく場合があります。
- ネ 応募する事業者は、現場説明会に参加すること。不参加の場合は応募することができません。(P. 25 参照)

### (3) 職員の配置

本園及びCC園の両園において、開園月の前月当初までに、最低基準(\*1)を満たしかつ、公定価格基本単価分(\*2)の職員構成を整えるとともに、次の要件を満たすこと。

また、令和11年度の本園の開園時においては、引継ぎ・共同保育を実施した全職員を配置すること。この点を踏まえ、CC園及び本園の人材確保を行うこと。

#### ア 職員数

利用児童数に応じて、「豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号)」に基づく保育教諭等を確保すること。

#### イ 施設長

次のA)及びB)を満たし、かつ、C)又はD)いずれかの経験を有すること。

- A) 幹部職員としての資質があること
- B) 専任とし、他の施設と兼務していないこと
- C) 就学前の子どもに関する教育もしくは保育の経験(以下、教育・保育の経験という。)10年以上かつ施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験が3年以上あること
- D) 社会人経験が10年以上あること(うち就学前施設の施設長経験3年以上)

#### ウ 主幹保育教諭

次のA)及びB)を満たす職員を2人以上確保すること。なお、事業者が運営する園での勤務経験が5年以上あることが望ましく、上記イ「施設長」をD)の条件で任用する場合は、C)も満たす主幹保育教諭を1人以上配置すること。

- A) 教育・保育の経験が5年以上あること
- B) 施設長に事故があるときは、その職務を代行することが可能であること
- C) 3年以上の施設長・副園長・主幹保育教諭などの役職経験があること

- エ 保育教諭(当分の間の経過措置を適用する場合は保育士又は幼稚園教諭でも可)常勤職員の確保については、次の事項を満たすこと。

- A) 教育・保育の経験 10 年以上又は事業者が運営する認定こども園等での教育・保育の経験が 7 年以上の保育教諭を 2 人以上配置すること
- B) 教育・保育の経験 4 年以上の者を、1/3 以上配置すること (A) に該当する 2 人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ。)
  - ※ ここでいう常勤とは、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している者とします。
  - ※ B) については、休職期間等がある職員の場合、移管前年度に認定こども園等に勤務していれば、資格を有する過去の経験年数に休職期間等を算入できることとします。
- C) B) の保育教諭とは別に、教育・保育の経験 4 年以上の者を地域支援員として 1 名以上配置すること

#### オ 看護師

保育の充実を図るために常勤を 1 人以上配置すること (ただし、准看護師 1 人のみの配置を除く)

#### カ 令和 11 年度における CC 園の施設長

令和 11 年度における CC 園の施設長は次の事項を満たすこと。

- A) 令和 11 年 4 月 1 日時点で上記イ 「施設長」 の要件を満たすこと。
- B) 令和 10 年度の CC 園に配属すること。

\* 1 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年豊中市条例第 46 号) 参照

\* 2 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について (令和 7 年 4 月 11 日こ成保 2957 文科初第 233 号) 参照

### (4) 貸付土地

本園において、市と借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

また、CC 園において、UR と借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 23 条第 1 項に規定する事業用定期借地権設定契約を締結するものとします。

#### ア 本園

- 所在地: 豊中市服部本町 2 丁目 12 番 (地番)
- 貸付面積: 1,039.44 m<sup>2</sup>
- 貸付料: 月額 375,000 円 (参考値)
- 貸付条件等は参考資料 7 「物件説明書 (本園)」 のとおり。

#### イ CC 園

- 所在地: 豊中市服部寿町一丁目 6 0 2 番 3 (地番)
- 貸付面積: 1,672.28 m<sup>2</sup>
- 貸付料: 月額 753,900 円 (参考値)
- 貸付条件等は参考資料 13 「物件説明書 (CC 園)」 のとおり。

### (5) 整備

#### ア 事業者による施設整備

事業者が施設を貸付土地内に建設すること。

#### イ 関係法令等の遵守

事業者は施設の整備・運営にあたって、次に示す最新の関係法令ならびに市条例等を遵守すること。

- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 31 号）
- 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 条）
- 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 46 号）
- 豊中市幼保連携型認定こども園設置認可要綱
- その他関連法令・条例等

また、本事業の実施に当たり、事業者の責任において必要な申請手続き、協議等を行うこと。

#### ウ 園庭

貸付土地内に基準上必要な面積分の園庭（屋上園庭含む）を設けること。

#### エ 駐輪場・駐車場等

- ・ 近隣の迷惑にならないよう、貸付土地内に保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車駐輪場所、ベビーカー置き場を設けること。
- ・ 車による送迎に対応するため、貸付土地内に必要な台数（園児 30 人に 1 台程度。CC 園では 5 台以上）分の駐車スペースを確保すること。また、開園後に駐車スペースが不足する場合は必要な近隣の駐車場等を確保すること。
- ・ 貸付土地内に、給食の材料搬入や緊急時等に一時的に利用する車の駐停車スペースを確保すること。
- ・ 駐輪場や駐車スペースにおいて、朝や夕方など保護者の送迎が多くなる時間帯においては、職員等の配置により、保護者や子どもの安全な動線を確保するとともに、近隣の交通状況に配慮すること。
- ・ 園内から児童及び自転車等が飛び出ないように、対策を講じること。

#### オ 調理室及び便所

調理室及び便所の設置については、衛生面、安全面及びプライバシー保護に十分に配慮すること。（市保健所に確認すること。）

#### カ 工事施工上の留意事項

工事の施工は、次の項目に留意し、事業者の責任で進めてください。

- 工事車両の通行等は、道路管理者等の関係機関と協議すること。
- 事業者が行う工事に際して生じる騒音、振動、ほこり等による生活環境上の支障や提案施設等の建設に起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、事業者の責任において対応すること。

#### キ 供給処理施設

供給処理施設については、貸付土地の外周までは供給処理施設の幹線等が設置されているので、貸付土地内への引込申請や費用負担等については、事業者が負担するものとし、必要に応じて各供給処理施設の事業者等と事前協議を行ってください。

各供給処理施設の事業者	
電気	関西電力送配電
ガス	大阪ガス
給水	豊中市上下水道局 給排水サービス課
排水（雨水・汚水）	豊中市上下水道局 下水道管理課

## （６）地域住民等への説明

本園及びCC園の両園において、以下の通り地域住民等へ説明すること。

### ア 選定後（基本設計立案時）

選定事業者において、実施設計を始める前に基本設計を基に地域住民等に幼保連携型認定こども園整備の説明を実施し、実施設計に地域住民等の意見を反映できるように進めること。

### イ 工事開始前（工事計画案作成後）

選定事業者において、工事概要（特に安全対策や騒音、振動対策等）について説明を行い、可能な限り地域住民等の意見を反映した工事とすること。

### ウ ア及びイの実施にあたっては、必ず市へ書面で報告（実施前・実施後）すること。

#### 【参考：主な説明事項】

- ①建物の位置と高さ（日照） ②出入口の位置（駐車場含む） ③換気扇の位置と向き
- ④窓等の位置と大きさ（高さ） ⑤防音対策
- ⑥保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策 ⑦植栽樹木等の管理
- ⑧工事車両の搬出入経路 ⑨工事騒音や振動
- ⑩地域住民等から要望のある事項 ⑪その他

## （７）市関係部局との調整

ア 「豊中市土地利用の調整に関する条例」の手続き等については、市都市計画推進部開発審査課と協議を行うこと。

イ 設計（案）を作成する際は、あらかじめ市都市計画推進部建築審査課及び管轄の消防局等に相談し、その指導に従うこと。

ウ 調理室、調乳室等の構造設備については、図面作成時にあらかじめ市保健所に相談し、その指導に従うこと。

エ 上記条例等に関する全ての質問については、本募集で指定する質問方法で受け付けします。（P. 24 参照）

## 4. 教育・保育事業の概要等

### (1) 事業規模

本園及びCC園の両園において、以下の事業規模とすること。

- ア 施設類型は、幼保連携型認定こども園とすること。
- イ 定員については、90人以上の定員、かつ2号認定子ども及び3号認定子どもの各年齢において現在の服部こども園の園児数以上の定員を設定すること。
- ウ 定員の年齢構成については、0歳～5歳までとすること。  
※0歳～5歳の各年齢を必ず定員設定すること。(0歳を設定せずに1歳～5歳の設定とすることなどは不可、0歳6か月からの受け入れを必須とする。)  
※0歳児については、4月当初からしばらくの間、欠員が発生する施設もありますので、0歳児の設定は最小限としてください。(参考資料「令和8年(2026年)4月入所選考後欠員表」参照)
- エ 2歳児と3歳児の定員差を5人以上とすること。  
※例：2歳児定員15人の場合、3歳児定員は20人以上とすること。
- オ 最終的な定員の構成については、市の指示に従うこと。

### (2) 実施事業

本園及びCC園の両園において、以下の事業を実施すること。

- ア 通常保育(日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日まで)は午前7時から午後6時まで実施すること。  
※開園当初及び年度当初の慣らし保育(入園当初の園児の保育環境適応のため通常保育時間より早い時間で保育提供を終了すること)については実施可能ですが、利用者の要望があれば通常保育の提供が可能な旨を十分周知すること。
- イ 少なくとも午後7時まで延長保育を実施すること。
- ウ 一時預かり事業(豊中市一時保育事業実施要綱に規定する「断続的一時保育事業」及び「緊急一時保育事業」)を実施すること。
- エ 障害児保育を実施すること。
- オ 地域支援に関しては次の事業を実施すること。
  - A) 本園においては、本市からの委託に基づき、服部こども園において設置していた地域子育て支援センターを設置すること。なお、同センターの設置にあたっては、子育て家庭などが気軽に立ち寄りやすく、安心して利用できる環境(安全性、動線等)を考慮し、適切な配置及び広さを確保すること。また、このことに必要な委託料については、「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱 別表\_地域づくり事業\_4 地域子育て支援拠点事業」の基準額を想定しています。  
※利用日時 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
  - B) CC園においては、仮園舎として使用する令和10年度において、A)のとおり地域子育て支援センターを設置すること。
- カ 給食については次の点を留意し実施すること。(自園調理を基本としたうえで、調理業務等を別事業者へ委託することは妨げない。)
  - A) こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進に必要な栄養を補給するとともに、望ましい食習慣・生活習慣の形成を図るため、こどもの発育・発達段階に応じた食事を提供すること。

- B) 「社会福祉施設における衛生管理について」等の国通知における「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理を行うとともに、その他関係法令・通知を遵守し、安全・衛生・栄養・食育等の点に留意して業務を行うこと。
  - C) アレルギー除去食・代替食、宗教食、障害児等への配慮食（刻み、とろみ等）にも対応すること。また、児童の状況に応じた配慮についても、可能な範囲で対応すること。
- キ その他追加の事業（乳児等通園支援事業、休日保育、午後 8 時までの延長保育、児童発達支援事業・放課後等デイサービスほか）を本市の地域課題を踏まえ 1 つ以上は提案すること。ただし、提案された事業の実施を確約するものではなく、実施事業の決定にあたっては、市との協議が必要となります。

本園及び令和 10 年度の CC 園において、以下の事業を実施すること。

- ア これまで服部こども園で実施してきた行事を基本的に行うこと。実施する行事の詳細については、三者協議会での協議を経ること。
- イ 障害児保育とは医療的ケア児に対する保育を含むものとする。

## 5. 幼保連携型認定こども園整備に係る補助金等

### (1) 補助金

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金（下表参照）は、応募いただいた案件が国の就学前教育・保育施設整備交付金等の対象事業となった際に本市から事業者へ交付します。CC園の整備は令和9年度、本園の整備は令和10年度に交付する予算措置を行っていますが、下表は現行国制度等に基づくものであり、当該年度には変更となる可能性があるため、保障されたものではありません。また、社会福祉法人においては、社会福祉法に照らして適正な運営をしていない場合、補助金の対象とならない可能性があります。補助金が見込みどおり得られなかった場合においても市は補填等を行うことはできませんので、ご了承のうえ、自己資金を含む資金計画には十分な余裕をもってご応募ください。

また、整備補助金の予算に限りがあるため、事業費が整備補助金の予算の範囲を超える場合は調整を行います。その他追加の事業において、乳児等通園支援事業や児童発達支援事業・放課後等デイサービス等を実施する場合、専用の保育室等を整備するための補助金等はございません。

#### 【補助対象経費等】

工事種別	創設	
補助対象経費①	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 1-1 の対象経費	
補助基準額②	認定こども園 (保育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-1
	認定こども園 (教育部分)	参考資料「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表 2-2
交付額 (上限)	「補助基準額②」と「補助対象経費①の3分の2」と「総事業費から寄付金その他の収入を差し引いた額の3分の2」とを比較していずれか少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に8分の1を乗じた額を加えた額（＝補助基本額×（1+1/8））	

※応募段階において、事務局が補助金の試算を行うことはできません。

### (2) 財産処分

幼保連携型認定こども園整備に係る補助金を活用した建物の耐用年数（下表参照）以前に幼保連携型認定こども園を廃止又は建物を除去した場合は、補助金の一部返還（財産処分）を行う必要があります。土地の貸付期間は30年間ですので、ご注意ください。

構造		耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		47年
れんが造・石造又はブロック造		38年
金属造のもの (鉄骨造)	骨格材の肉厚が4mm超	34年
	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下	27年
	骨格材の肉厚が3mm以下	19年
木造		22年

（令和5年4月1日こども家庭庁告示第9号を基に本市が作成）

## 6. 移管に向けた取組み等

### (1) 三者協議会の設置

- ア 保護者、移管先事業者、市で構成される三者協議会を選定後速やかに設置すること。なお、移管前までは本市が主催します。CC園においては仮園舎として使用する期間（令和10年度）のみ設置し、令和11年度の本園開園後は本園において設置する。
- イ 三者協議会の設置期間は移管後3年が経過するまで（令和13年3月31日まで）とし、移管後は移管先事業者が主催すること。
- ウ 施設整備について、三者協議会で説明すること。
  - A) 選定後（基本設計立案時）

選定事業者において、実施設計を始める前に基本設計を基に保護者に幼保連携型認定こども園整備の説明を実施し、可能な限り実施設計に保護者の意見を反映できるように進めること。
  - B) 工事開始前（工事計画案作成後）

選定事業者において、工事概要について説明を行い、可能な限り保護者の意見を反映した工事とすること。

#### 【参考：主な説明事項】

- ①建物の位置と高さ（日照） ②出入口の位置（駐車場含む） ③換気扇の位置と向き
  - ④窓等の位置と大きさ（高さ） ⑤防音対策
  - ⑥保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策 ⑦植栽樹木等の管理
  - ⑧工事車両の搬出入経路 ⑨工事騒音や振動
  - ⑩地域住民等から要望のある事項 ⑪その他
- エ 三者協議会では、教育・保育内容、保護者負担、職員の配置、安全対策など幅広い事項について協議し、合意形成を図ること。
  - オ 三者協議会は、保護者、移管先事業者、市の三者で協議し、定期的を開催すること。
  - カ 三者協議会は、原則として当該園で開催することとし、開催方法は三者で協議すること。
  - キ 移管前及び移管後に本市が実施する保護者アンケートに協力すること。三者協議会は、アンケート結果等により、移管先の教育・保育状況等を確認することとします。移管先事業者は改善すべき点があれば改善策を提示し、改善すること。

### (2) 引継ぎ・共同保育

- ア 引継ぎ・共同保育のねらい
  - ・環境の変化に伴う子どもへの影響を極力減らし、移管後も安定した園生活が継続できることを目標とします。移管前年度の1年間をかけて、児童一人ひとりの特徴を踏まえた関わりや服部こども園の教育・保育内容等を引継ぐとともに、児童・保護者と移管先事業者職員の信頼関係を築くための期間とします。
  - ・全クラスの教育・保育内容を把握できるよう、引継ぎ体制計画書等（様式本5-13）を基に、市と協議して実施してください。
- イ 期間  
期間は、移管前年度（令和9年度）の4月から3月とします。
- ウ 方法  
次のスケジュールで各予定者が園に訪問し、引継ぎ・共同保育を実施します。

	人数	4月～9月	10月～12月	1月～3月
施設長予定者	1人	1日/週	2日/週	5日/週
主幹保育教諭予定者	1人	5日/週	5日/週	5日/週
保育教諭予定者 (担任予定者)	4人(5歳児クラス以外)	—	—	5日/週
地域支援員予定者 (教育・保育の経験4年以上)	1人	—	—	3月から訪問 5日/週
看護師予定者	1人	—	—	3月から訪問 5日/週
調理員予定者	1人	—	—	3月から訪問 2日/週
用務員予定者	1人	—	—	移管直前5営業日前

エ 確認事項

	施設長予定者	主幹保育教諭予定者	保育教諭予定者
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園児の様子や行事を含めた教育・保育内容、設備面や近隣の状況等を含む園の全体像を把握する。</li> <li>●地域支援にかかる事業内容を把握する。</li> <li>●保護者懇談会の参加や個々の保護者との面談等保護者との関係の基礎をつくる。</li> <li>●園児との関係づくりをする。</li> </ul>	—	—
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務の引継ぎ状況を確認、調整する。</li> <li>●新入園児の受入面談を実施する。</li> <li>●新年度に向けての作業等を引き継ぐ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園全体の雰囲気慣れ教育・保育内容を知る。</li> <li>●担任予定クラスの園児・保護者との関係づくりをする。</li> <li>●園児の個性や特徴を知って関わる。</li> <li>●日々の業務を引き継ぐ。</li> <li>●新年度に向けて準備する。</li> </ul>	
12月			
1月			
2月			
3月			

	地域支援員予定者	看護師予定者	調理員・用務員予定者
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業内容を知って、一緒に事業に取り組みながら、地域の親子の状況を知る。</li> <li>●各クラスとの連携や地域関係機関との連携を知る。</li> <li>●保護者の許可を得て、地域の保護者の相談業務に同席し、業務内容・対応を知る。</li> <li>●園の年間の事業の組み立て方を知って、新年度に向けての事業計画を考える。(年間の取組みを見てきた主幹保育教諭も参加し、計画を立てる。)</li> <li>●とよふあみのシステムの活用方法を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園児の健康や発育及び発達状態を把握する。</li> <li>●新入園児の健康診断に立ち会い、入園に向けての聞き取りを行う。</li> <li>●年間業務・日常業務の内容を把握する。</li> <li>●園児・保護者と顔見知りになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給食業務(離乳食・アレルギー食・宗教食等を含む)、環境業務の内容を把握する。</li> </ul>

A) 引継ぎ・共同保育の際の留意点について

- ① 年間を通して、園内及び園周辺環境を把握し、季節に応じた教育・保育の引継ぎを行うこと。
- ② 日常の教育・保育について引継ぎを行うこと。
- ③ 送迎時の対応等を通じて、保護者と十分なコミュニケーションをとる機会を確保すること。
- ④ 園近隣の住民や関係機関との関係を構築すること。
- ⑤ 1月：1日の流れを知り、現職員と連携して教育・保育を行うこと。  
2月：部分的にクラス運営を行い、様子を把握すること。  
3月：1日を通したクラス運営を行い、1日の流れを把握すること。
- ⑥ 次年度のクラス担任を決定する際の参考にするため、1～5歳児の各クラスの特徴をつかむこと。
- ⑦ 1～4歳児の担任予定クラスの子どもの特徴（性格、アレルギーの有無、園における過ごし方等）を把握すること。
- ⑧ 園児が新しい担任に慣れる期間を確保すること。
- ⑨ 障害児等特別な配慮を要する園児の対応の引継ぎを行うこと。
- ⑩ 保育教諭予定者が通常勤務・早番・遅番に入り、全ての保護者と面識を持ち、信頼関係を構築すること。
- ⑪ 地域の親子の利用状況や地域関係機関等を把握しながら、地域支援事業を現職員と連携して実施すること。
- ⑫ 在園児や新入園児の健康・発育を把握しつつ、現職員と連携しながら保健衛生に努めること。
- ⑬ 給食に関わる様々な業務や衛生的な取組みを維持できるよう引継ぎを行うこと。
- ⑭ 月に1回服部こども園の民間移管に伴う引継ぎ・共同保育記録書を市に提出すること。

B) 費用の支払いについて

経費については、次の参考額を上限に実際に要した額を市が令和9年度予算から支払うことを予定しています。

※事業計画作成にあたっての参考額は、次の額を使用してください。

- ① 施設長予定者：20,189円/日
- ② 主幹保育教諭予定者：18,223円/日
- ③ 保育教諭予定者：12,556円/日
- ④ 地域支援員予定者：12,556円/日
- ⑤ 看護師予定者：16,924円/日
- ⑥ 調理員予定者：10,235円/日
- ⑦ 用務員予定者：10,235円/日

オ 共同保育期間中（令和10年1月～3月）の情報交換について

- A) クラスごとに移管前の担任から移管後の担任予定者に対して、情報交換を行う機会を少なくとも週に1回設けるので参加すること。
- B) クラスごとに実施した情報交換のうち、特に必要があると考えられる情報について、園全体で情報交換を行う機会を少なくとも月1回設けます。また、その機会について、移管先事業者が記録を残し、市に提出すること。

### (3) アフターフォロー

#### ア アフターフォローのねらい

本園及び CC 園の開園後 1 年間、移管前の服部こども園のスタッフが定期的に移管園を訪問することで、教育・保育内容や移管条件の履行が適切に実施されているかを確認し、助言を行うことで、児童に急激な変化による過度な負担を与えることなく、計画的に円滑な引継ぎを行います。

#### イ 期間

期間は、移管当年度（令和 10 年度）及び本園開園年度（令和 11 年度）の令和 10 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

#### ウ 方法

移管後の教育・保育を実施する移管先事業者に所属する保育教諭等のスタッフに対して、アフターフォローを担当する市の保育教諭等が定期的に訪問し、助言等を実施します。ただし、移管後の園の教育・保育を実施する訳ではありません。次の者が記載の期間、訪問することを想定していますが、状況により移管先事業者と協議のうえ、変更する場合があります。

- ① 当該園に勤務していた園長・副園長等：原則各 1 年間
- ② 乳児担当の保育教諭代表：4～9 月の各 6 か月間
- ③ 幼児担当の保育教諭代表：4～9 月の各 6 か月間
- ④ 看護師：4 月の各 1 か月間
- ⑤ 栄養士：4 月の各 1 か月間

※アフターフォローを担当する保育教諭については、市の人事異動内申の関係から移管前の 3 月下旬の発表となります。

※アフターフォローを担当する市の保育教諭等が訪問した際に、滞在するスペースと机・椅子等を準備してください。

#### エ 情報交換

- A) 移管後、市が引き継いだ教育・保育方針と移管先事業者の実施内容に差がある場合は、アフターフォローを担当する市の保育教諭を通じて、市の意見を移管先事業者に伝えます。
- B) A の情報交換をもって実施内容の差が埋まらない場合や引継ぎ内容に疑義が生じた場合は、移管先事業者の保育教諭とアフターフォローを担当する市の保育教諭が協議する場を設ける他、三者協議会での協議を検討すること。

#### オ 福祉サービスの第三者評価

本園開園後 1 年が経過した後に福祉サービスの第三者評価を受審すること。また、評価結果を公表すること。

## 7. 審査・選定

### (1) 審査及び事業スケジュール

本募集におけるスケジュールは次のとおりです。変更等が生じた場合は、応募者に対して改めて通知します。幼保連携型認定こども園開設までの詳細な流れは、参考資料「応募スケジュール」をご参照ください。

項目	日 程	
	第1次審査を実施する場合 (応募が4者以上)	第1次審査を実施しない場合 (応募が4者未満)
募集要項の公表	令和8年(2026年)4月27日(月)	
現場説明会	令和8年(2026年)5月15日(金) 午前11時～服部こども園。午後1時～URシティコート服部集会所。 ※事前連絡が必要 ※不参加の場合応募不可	
質問の受付	令和8年(2026年)5月29日(金)午後5時15分まで ※電子メールにて受付	
質問の回答(最終)	令和8年(2026年)6月12日(金)午前10時 ※市ホームページにて回答を公表	
申込書の提出期限	令和8年(2026年)7月17日(金)午後5時15分まで	
第1次審査(書類審査) ※応募が4者以上となった場合のみ実施	令和8年(2026年)8月下旬	実施なし
第1次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和8年(2026年)8月下旬	—
既存園の視察	令和8年(2026年)9月中旬	令和8年(2026年)9月中旬
第2次審査(ヒアリング審査) ※日時・場所等は書類審査終了後に電子メールにて通知	令和8年(2026年)10月下旬	令和8年(2026年)10月中旬
第2次審査結果の通知 ※電子メールにて通知	令和8年(2026年)10月下旬	令和8年(2026年)10月中旬
在園児保護者・職員説明会	令和9年(2027年)3月31日まで (選定後の当年度末まで)	
工事期間(CC園)	令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで (選定後の翌年度)	
引継ぎ・共同保育	令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで (選定後の翌年度1年間を通して実施)	
CC園開園	令和10年(2028年)4月1日	

工事期間（本園）	令和10年（2028年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで
アフターフォロー（CC園）	令和10年（2028年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで
本園開園	令和11年（2029年）4月1日
アフターフォロー（本園）	令和11年（2029年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで
第三者評価	令和12年度（2030年度）

項目	R7年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
公募・契約	●事業者公募			●契約										
服部 こども園 民間移管			引継ぎ	共同保育					●民間移管					
保護者 対応	●意見交換会			●三者協議会				●転園意向確認						
CC 服部園 整備			開発・建築協議等			●建築工事			●開園					
新服部 こども園 整備					開発・建築協議等					●旧園舎解体			●建築工事	●開園

R10年度は服部こども園の仮園舎として運営

## （2）審査方法等

- ア 本募集要項に基づく事業者の決定については、市が設置する豊中市立幼保連携型認定こども園移管先事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）で審査を行います。選定委員会では合議にて審査結果を確定します。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議等は一切受け付けません。
- イ 応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（ヒアリング審査）の対象者を3者に絞ります。
- ウ 第1次審査（書類審査）を通過した応募事業者に対し、提案書に基づく第2次審査（ヒアリング審査）を行い、審査基準に基づく総合評価で1位の者を事業者として選定します。第2次審査（ヒアリング審査）の前に、選定委員会委員のうち数人が、応募事業者が運営している就学前施設を視察し、事前調査を行います。
- エ 第1次審査（書類審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）の結果、それぞれの審査において、全体配点（加点部分を除く）、本園の教育・保育サービス関係の配点、CC園の教育・保育サービス関係の配点それぞれが60%未満の応募事業者は、順位が1位の場合であっても事業者として選定しません。

《第2次審査（ヒアリング審査）》

- ◆当日の出席者は、3人以内とし、全てこの事業に携わる者とし、可能な限り事業責任者及び施設長就任予定者が出席してください。
- ◆第2次審査の日程及び詳細については、改めてご連絡します。
- ◆各応募事業者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を行います。（全体で約75分間）
- ◆応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、事前に提出していただきます。（提出時期等の詳細は、別途、市からご連絡します。）
- ◆パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は全て、応募事業者で用意してください。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。

オ 本市は、選定委員会による選定結果を尊重し、移管先を決定し、速やかに移管先事業者と移管に関する覚書を締結します。

《その他》

- ・本募集要項による応募及び協議については、開設予定の事業者が直接行うこととします。
- ・選定結果は、全応募事業者に書面にて通知するとともに、市ホームページでも公表します。

(3) 審査項目

部門	項目	内 容		配点
教育・保育の考え方	基本運営方針等	児童福祉の視点・公共性・公益性を持ち、社会的使命を担っている事業者であること	応募の目的や幼保連携型認定こども園運営の基礎となる運営方針、これまでの実績について、評価・審査を行います。	20
	教育・保育理念		教育・保育理念及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と考え方について、評価・審査を行います。	10
	教育・保育の質の向上		教育・保育の質の向上に向けての取組み（研修体制、職員間の連携体制、評価体制）について、評価・審査を行います。	25
本園の教育・保育サービス関係	教育・保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な教育・保育を実施しており、市の理念も理解していること	年間保育計画・指導計画の作成に関する考え方、児童に対する保健衛生や食に関すること（食育、食物アレルギー対応）、豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等及び不適切保育への対応等について、評価・審査を行います。	75
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	30

部門	項目	内 容		配点
	運営計画等	幼保連携型認定こども園の開園に向けての準備、適切な施設計画であること	教育・保育環境を向上することができる施設、目線や音など近隣へ配慮された設計となっているか、職員確保方策、開園以降の職員配置の考え方等について、評価・審査を行います。	35
	引継ぎ	服部こども園で実施していた内容を引き継いで実施するための方法	服部こども園が培ってきた教育・保育内容に加え、セーフティネット機能等や地域子育て支援センター機能等を引き継ぎ、向上させるためにどのような取組みを実施するかについて、評価・審査を行います。	15
	その他追加の事業	多様化している子育て支援ニーズへ対応する新たな事業を提案していること	豊中市の実情を踏まえ、多様化している子育て支援ニーズへ対応するために、事業者が培ってきたノウハウ等を活かし、服部こども園の取組みに加えて実施する新たな事業及びその手法等について、評価・審査を行います。	25
	地域支援	地域子育て支援センター等を引き継ぐための方法	服部こども園で実施していた地域子育て支援センター等の未就園児とその家庭を支援する取組みを引き継ぐための手法等について、評価・審査を行います。	35
〇園における教育・保育サービス関係	教育・保育内容等	子どもの未来の発育・育ちを重視し、子どもの視点に立った優良な教育・保育を実施しており、市の理念も理解していること	年間保育計画・指導計画の作成に関する考え方、児童に対する保健衛生や食に関すること（食育、食物アレルギー対応）、豊中市人権保育基本方針に基づく人権保育等及び不適切保育への対応等について、評価・審査を行います。	75
	対応能力等	安定した運営を実施していくための対応能力を有していること	保護者対応の姿勢、苦情解決体制や安全管理体制等（事故防止策、施設管理、防災防犯対策）について、評価・審査を行います。	30
	運営計画等	幼保連携型認定こども園の開園に向けての準備、適切な施設計画であること	開園に向けての地域住民等への対応、教育・保育環境を向上することができる施設となっているか、職員確保方策、開園以降の職員配置の考え方等について、評価・審査を行います。	35

部門	項目	内 容		配点
	その他追加の事業	多様化している子育て支援ニーズへ対応する新たな事業を提案していること	豊中市の実情を踏まえ、多様化している子育て支援ニーズへ対応するために、事業者が培ってきたノウハウ等を活かし実施する新たな事業及びその手法等について、評価・審査を行います。	25
	労務関係	日々の教育・保育を充実するために、職員の安定雇用を考慮した労働環境の確保等がされていること	労働関係法規を遵守した運営を行っているか、昇格・昇給体制、スキルアップ体制、人材定着のための考え方等について、評価・審査を行います。	15
	財務関係	運営の安定性・継続性が担保されていること	子どもや保護者が安心して教育・保育サービスを享受し続けることができるかどうかの視点にたち、事業者の財務状況等について、評価・審査を行います。	15
加点部分	利用定員の増加	本園において、利用定員（2号認定こども・3号認定こども）を100人以上に増加する場合に加点します。 増加する定員が一部年齢に偏っている場合は一部加点とします。		10
	地域理解	豊中市内において認可就学前施設（保育所、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園）を運営している場合に加点します。 現在、豊中市から選定を受けて新規認可就学前施設を開設準備中の場合や、豊中市に隣接している市（大阪市、吹田市、箕面市、池田市、尼崎市、伊丹市）において認可就学前施設を運営している場合には一部加点します。		15
	環境配慮	選定後に、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの認証を受ける場合に加点します。1園あたり5点ずつ加点します。		10

#### （４）選定後の手続き

- ア 選定を経て決定した事業者は、関係法令はもとより本募集要項の諸条件を遵守し、提出した各計画等は必ず履行すること。
- イ 選定を経て決定した事業者は、本市と移管に関する協定書及び UR と土地賃貸借に関する覚書を締結することとします。また、締結する協定書等に記載する各種事項については、信義誠実の原則に基づいて履行すること。
- ウ 幼保連携型認定こども園認可申請等を行うこと。ただし、本選定で認可予定事業者となることをもって、幼保連携型認定こども園の認可を確約するものではありません。

## (5) 設置・運営者決定の取り消し

- ア 幼保連携型認定こども園の設置・運営が困難と市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。
- イ 三者協議会の設置や引継ぎ・共同保育の実施ができない、また民間移管実施日までの設置認可ができないと本市が判断した場合は、移管先事業者の決定を取り消すことがあります。
- ウ 次の行為を行った場合、事業者を失格とします。また、選定結果通知後に次の行為を行った場合は、決定された場合であっても、結果を取り消し、事業者を失格とします。
- 選定の前後に、事業者が選定委員会委員に直接・間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、そのほか市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
  - 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合や、選定終了までに他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をしたと認められる場合
  - 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められる場合
  - 応募書類の提出後、次の事項が確認された場合
    - ①重要事項（施設構造、施設規模、定員、階数、資金贈与者、施設長予定者等）を市の承諾なく変更した場合（重要事項に該当しない変更についても随時事前に協議が必要です。）
    - ②預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合
    - ③建設用地について、建築基準法等による制限に関して各所管課と協議を行っていないと確認される場合
    - ④応募後の本市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合
    - ⑤上記のほか、本市が不適切と認める場合

## 8. 応募手続き

### (1) 応募書類の提出について

- ア 提出先（事務局）  
豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係  
豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 3 階）  
TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533  
E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp
- イ 提出期限  
令和 8 年（2026 年）7 月 17 日（金）午後 5 時 15 分まで  
※提出書類の分割提出は認めません。また、本市による指示以外で期限後の書類の追加提出や差し替えはできませんので、余裕をもってご提出ください。
- ウ 提出方法  
・事前にお電話にてご連絡のうえ、持参してください。（郵送不可）  
・持参に加え、以下の URL から電子データを豊中市電子申込システムで提出してください。  
[https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=11299](https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11299)
- エ 提出書類  
・必要書類：「10. 提出書類一覧（P.26）」のとおり

※各様式については、市ホームページから取得してください。窓口での配布は行いません。

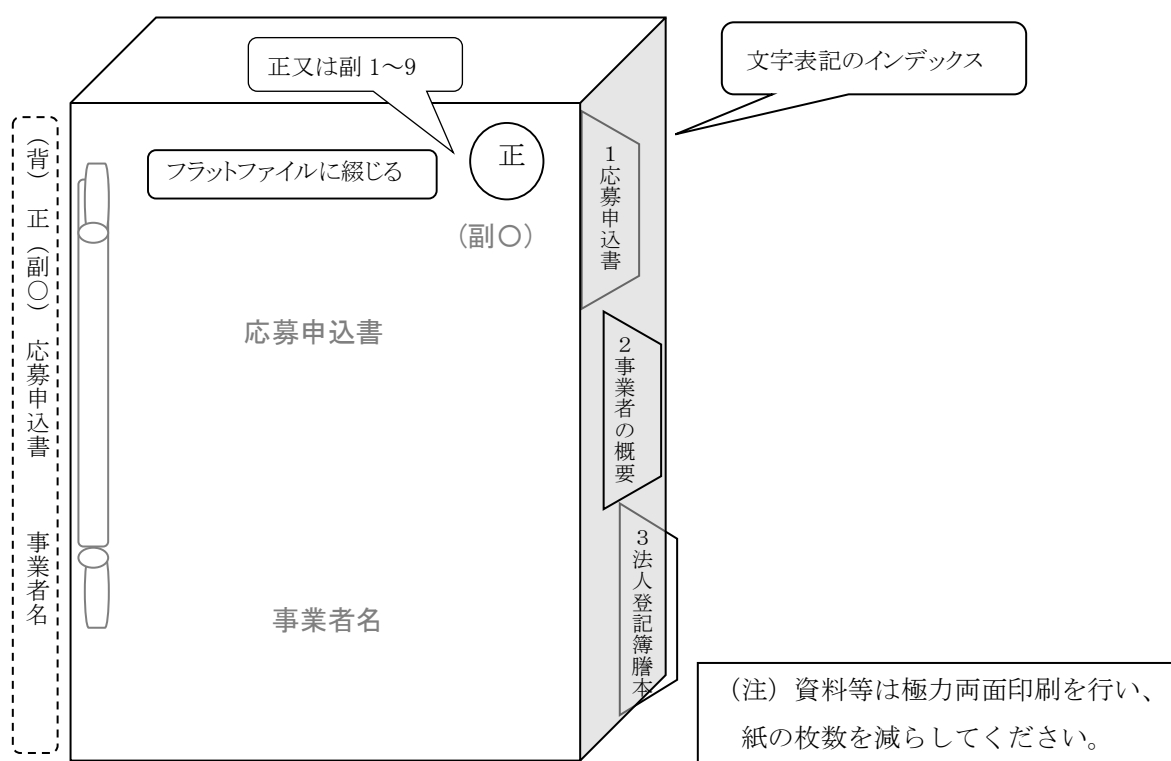
- ・提出部数：正本1部、副本9部（コピー可）

※事業者の拠点が多数にわたる場合は、決算書類を別冊で作成し、正本1部、副本4部を提出してください。

- ・形式：所定の様式以外は原則としてA4判（縦）（図面はA3判）。「10. 提出書類一覧（P.26）」の共通様式、本園様式、CC園様式の順番に並べ、下図のとおり適宜インデックスを付け、フラットファイルに綴じて提出。

※資料等は極力両面印刷を行い、紙の枚数を減らしてください。

- ・提出された書類は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、不開示情報を除き公開される場合があります。なお、開示の対象は、選定を経て決定した事業者のみとします。



## (2) 応募に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次の方法により提出すること。

### ア 質問及び回答の方法

- ・市ホームページに掲載している質問書に質問内容を簡潔にまとめ、事務局あてに電子メールにて提出してください。（電話での質問は受け付けません。）
- ・回答については、随時、市ホームページで公表します。
- ・応募する際には、回答内容を確認し、提出書類等を作成してください。

### イ 質問提出期限

令和8年（2026年）5月29日（金）午後5時15分

ウ 質問に対する回答の最終公表日時

令和8年（2026年）6月12日（金）午前10時

※都合により日程を変更する場合があります。

### （3）現場説明会

本募集に応募する場合は次の現場説明会に参加すること。

ア 日時・集合場所

令和8年（2026年）5月15日（金）

①午前11時～（終了後解散）服部こども園

②午後1時～午後3時30分 UR シティコート服部集会所

イ 内容

①服部こども園の見学

②募集概要の説明、貸付土地の見学

ウ 注意事項

- ・①及び②のどちらも必ず参加してください。片方のみ参加の場合は応募することができません。
- ・雨天決行。公共交通機関をご利用ください。
- ・前日17時00分までに参加する旨（法人名、参加者氏名、連絡先）を事務局にメールを送付してください。
- ・現場説明会への参加は、1事業者につき2人までとします。①と②で参加者が異なる場合は事前にお申し出ください。
- ・現場説明会では閲覧資料5のみ閲覧できます。（閲覧資料1～4は閲覧できません。）

## 9. 提出・問合せ先（事務局）

豊中市 こども未来部 こども政策課 認可指定係

豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）

TEL：06-6858-2452（直通） FAX：06-6854-9533

E-mail：ninka-shidou@city.toyonaka.osaka.jp

## 10. 提出書類一覧

項目	内容	共通様式	本園様式	CC園様式
1-① 応募申込書	応募申込書	様式共 1	-	-
1-② 事業者の概要	事業者の概要	様式共 2	-	-
	監査の状況に関する書類(監査結果通知書、改善報告書等)	様式共自由	-	-
	法人代表者履歴書、施設長履歴書(本園、CC園)	様式共 3	-	-
	現在運営している施設又は事業に関する資料(パンフレット等、概要が分かるもの)	様式共自由	-	-
1-③ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(応募申込日前3か月以内に発行されたもの)	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(応募申込日前3か月以内に発行されたもの)	原本	-	-
1-④ 定款又は寄附行為	定款又は寄附行為(最新のもの)	原本の写し	-	-
2 認定こども園(設置・運営)計画書	幼保連携型認定こども園(設置・運営)計画書	-	様式本 4-1	様式 CC4-1
3 各室面積表	各室面積表	-	様式本 4-2	様式 CC4-2
4 整備スケジュール	開設までの日程表(本園、CC園別)	-	様式本自由	様式 CC 自由
5 基本計画図面等	①配置図 ②平面図 ③施設の状況(パース図等) ④立面図 (①～④本園、CC園別)	-	様式本自由	様式 CC 自由

項目	内容	共通様式	本園様式	CC園様式
6-① 基本運営方針等  ※CC園は令和10年度に仮園舎として使用しますので、令和11年度以降に実施する内容を記載してください。	運営方針等説明書			
	(1) 応募の目的・動機	様式共 5-1	-	-
	(2) 事業者の児童福祉や地域福祉の関わり	様式共 5-2	-	-
	(3) 教育・保育理念	様式共 5-3	-	-
	(4) 教育・保育の質の向上のための方策	様式共 5-4	-	-
	(5) 年間指導計画策定の考え方	-	様式本 5-5	様式 CC5-5
	(6) 子どもの健康状況を把握するための方策	-	様式本 5-6	様式 CC5-6
	(7) 人権保育の考え方と進め方	-	様式本 5-7	様式 CC5-7
	(8) 幼保連携型認定こども園における虐待等・不適切保育への対応	-	様式本 5-8	様式 CC5-8
	(9) 保護者対応の視点・苦情解決体制・システム等の視点	-	様式本 5-9	様式 CC5-9
	(10) 幼保連携型認定こども園における安全管理や安全確保のための方策	-	様式本 5-10	様式 CC5-10
	(11) 開設準備時・開設後の職員体制	-	様式本 5-11	様式 CC5-11
	(12) 開設施設計画等	-	様式本 5-12	様式 CC5-12
	(13) 引継ぎ体制	-	様式本 5-13	-
	(14) 新たに実施する事業	-	様式本 5-14	様式 CC5-14
	(15) 地域貢献の方策	-	様式本 5-15	-
	(16) 労働環境の確保・安定雇用のための方策	様式共 5-16	-	-
(17) 経営の安全性、応募事業の収支・資金計画	様式共 5-17	-	-	

項目	内容	共通様式	本園様式	CC園様式
<p>6-② 既存園における教育・保育計画等</p> <p>※作成していない場合は事業者としての考え方を示した書類を提出すること</p> <p>※複数の園を運営している場合は、0歳児～5歳児の定員を設定している幼保連携型認定こども園（ない場合は要相談）のものを提出すること</p>	(1) 全体的な計画	様式共自由	-	-
	(2) 各種指導計画			
	(3) 研修計画			
	(4) 年間保健計画			
	(5) 保健衛生・健康管理マニュアル			
	(6) 感染症対策マニュアル／感染症の登園基準			
	(7) 登降園時のチェック項目			
	(8) 年間食育計画			
	(9) 献立表			
	(10) アレルギー対応マニュアル			
	(11) アレルギー緊急時対応フロー			
	(12) アレルギー確認表（様式）			
	(13) 食物アレルギー事故報告書（様式）			
	(14) 園だより（園のしおり、園だより、保健のしおり、保健だより）			
	(15) 支援を必要とする子どもへの個別支援計画（様式）			
	(16) 虐待発見時の対応マニュアル			
	(17) 保護者等からの相談記録（様式）			
	(18) 虐待・不適切保育防止マニュアル			
	(19) 苦情解決に関わる体制			
	(20) 安全管理・事故防止マニュアル			
	(21) 事故発生時対応マニュアル			
	(22) 災害対応マニュアル			
	(23) 防犯マニュアル			
	(24) 施設修繕計画			

項目	内容	共通様式	本園様式	CC園様式
6-③ 従事職員計画 (開設後)(採用・雇用方法を含む)  ※右記◆について記載すること	◆資格、経験(採用資格、実務経験について)	-	様式本自由	様式CC自由
	◆雇用形態(常勤職員とその他職員について)			
	◆研修体制(採用時、従事後)			
	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(シフト表)	-	様式本6	様式CC6
6-④ 労働基準法等の規定に関する書類  ※現在運営する施設等に関する右記の書類	就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控) ※賃金や休業等の別規定も含めて提出のこと	様式共自由	-	-
	時間外労働・休日労働・1年単位の変形労働制に関する協定届(労働基準監督署受付印のある事業主控)	法定様式	-	-
	前年度労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)			
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(一部) ※全員分は不要	様式共自由	-	-
	健康診断の実施が確認できる書類			
	こども園や保育所等の教育・保育に係る職員の年次有給休暇管理簿			
	配置職員ローテーション表(最も直近に開園した認可施設について令和8年4月のうち児童最多登園日のもの)	様式共7	-	-

項目	内容	共通様式	本園様式	CC園様式
7-① 資金計画	施設整備費の事業別収支一覧表	-	様式本 8	様式 CC 8
	収支シミュレーション(借入金元金の返済が終了するまでの期間について作成すること)	-	様式本 9	様式 CC 9
	収支シミュレーション<人件費内訳>	-	様式本 10	様式 CC10
	借入金返済計画	-	様式本 11	様式 CC11
	その他、人件費試算等の資料(本園、CC園別)	-	様式本自由	様式 CC 自由
7-② 決算書等	直近3年間の決算書類、計算関係書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出すること。 ※計算関係書類:貸借対照表、収支計算書、同付属明細書(本部及び拠点ごとの注記を含む)	様式共自由	-	-
	法人税及び法人市民税について、滞納のないことの証明書(前3事業年度分) ※非課税事業者など証明書を発行できない場合は「非課税事業者であることの申告書(任意様式)」を添付	・法人税は納税証明書(その4) ・法人市民税は納税証明書	-	-
	預金残高証明書(自己資金分について、応募申込日前1か月以内に発行されたもの)			
	借入残高に関する法人の申出書(借入残高がある場合は、応募申込日前1か月以内に発行された残高証明書を添付)	様式共自由	-	-
	代表者の所得税及び市(府)民税について、滞納のないことの証明書(前3年分)	・所得税は納税証明書(その4) ・市(府)民税は納税証明書	-	-
8 その他	誓約書(事業者用)	様式共 12	-	-

項目	内容	共通様式	本園様式	CC 園様式
9 ZEB 等の考え方	「7. 審査・選定 (3) 審査項目の環境配慮 (P. 22)」に記載している ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの認証を受けようとする場合は、認証を受けるために必要となる設計や取組み内容について考え方を記載したもの。 (本園、CC 園別)	-	様式本自由	様式 CC 自由

※原本証明は全ての書類について不要です。

※審査に必要な場合は追加資料を求める場合があります。